

財団法人秋元国際奨学財団
平成 20 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団はアジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、もって、アジア諸国間及びアジア諸国と我が国との国際友好親善及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、月額 5 万円 (学部学習奨励費の額) 以下の奨学金受給は可。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成 20 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下のもの (ただし、芸術系を専攻する正規大学院生については、40 歳以下のものとする)
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていないもの (ただし、月額 5 万円 (学部学習奨励費の額) 以下の奨学金受給は可。)
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達 (電子メールも含む) が可能である者
- (6) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会 (年 6 回を予定。うち 2 回は宿泊を伴う研修旅行) に出席できる者

4. 採 用 人 員 年間 50 名 (全国 25 大学)

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額
年額 180 万円 (月額 15 万円)
- (2) 支給の期間
奨学生に採用したときから、原則として、2 年間とします。
ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程に入学した場合 (学部から大学院、博士前期課程から博士後期課程、および修士課程から博士課程) を除き、原則として 1 年間とします。

- (3) 支給の方法
奨学金は、毎月 20 日に、翌月分の奨学金を本人の銀行口座に振り込みます。ただし初回のみ、贈呈式当日に 2 ヶ月分まとめて手渡します。
6. 奨学金の支給、停止又は打ち切り
奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。
- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
 - (2) 休学又は外国へ留学したとき
 - (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
 - (4) 学則により処分を受けたとき
 - (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
 - (6) 原級にとどまったとき（留年）、又は、卒業延期の恐れが生じたとき。
 - (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
 - (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - (9) その他留学生としての資格を失ったとき
 - (10) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき、及びその指示や指導に従わなかったとき
 - (11) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
7. 募集方法
大学を通じて募集します。
学生からの直接応募は一切受け付けません（問い合わせも含みます）。
8. 応募の手続
次の書類を揃えて、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出してください。
- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 身上書および別添記入用紙（所定の様式）
 - (4) 経済状況に関する調書（所定の様式）
 - (5) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
 - (6) 外国人登録書の写し（住所、氏名、在留資格の確認）
 - (7) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等。
 - (8) 推薦状（学部長又は指導教員による封書）：用紙は、A4 サイズで 1 頁
9. 選考及び決定
- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定します。
 - (2) 採用決定者については、平成 20 年 3 月 20 日頃までに、大学及び本人に通知します。
 - (3) また、平成 20 年 5 月中旬に、東京都内において、贈呈式（兼第 1

回交流会)を開催いたしますので、採用決定者は、出席をお願いいたします。

10. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記入事項について確認するために、本財団の担当者と面接を実施する場合があります。
- (2) 採用決定者には、奨学金を送金するために、本財団の指定する金融機関(三菱東京UFJ銀行 笹塚支店)に、口座を開設していただきます。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

財団法人 秋元国際奨学財団 担当 廣田知朗

〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-24 京王新宿三丁目ビル5階

TEL 03-5367-2002 FAX 03-5367-2155

E-mail hirota@tatsunoko.jp

Homepage <http://www.tatsunoko.jp>